

令和2年流山市教育委員会議第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年5月27日（水曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時50分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 1名
- 6 出席職員 学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 中曾根仁史
- 7 事務局職員 教育総務課主事 石戸 寛諭
- 8 議案等
議案第29号 令和2年度教育費補正予算案について
議案第30号 流山市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第31号 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第32号 流山市教育支援委員の委嘱について

議案第 33 号 流山市生涯学習審議会委員の委嘱について

議案第 34 号 工事請負契約の変更について（新設小学校新築工事）

報告第 3 号 臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱）

報告第 4 号 臨時代理の広告について（流山市文化財審議会委員の委嘱）

報告第 5 号 臨時代理の広告について（流山市立小学校及び中学校管理規則の一部改正）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

田中教育長

新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除となりましたが、政府も感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立のためにも、3密の回避や人との接触を減らす取り組みは引き続き行うことを求めていますので、今定例会においても最小限の出席で会議を行いたいと思います。今後につきましては、状況を見ながら判断してまいります。

ただいまから、令和 2 年流山市教育委員会議第 5 回定例会を開会します。

本日の教育委員会議を傍聴したい旨、1 名の方から申入れがあります。教育長として、これを許可したいと思います。

（傍聴人 入場）

田中教育長

傍聴人の方をお願いいたします。

会議中は発言を控え、静粛に傍聴していただき、特に、秩序を乱し、又は会議を妨害する行為をした場合、退場していただくこととなりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

まず、令和 2 年流山市教育委員会議第 4 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認することにいたします。

これより議事に入りますが、議案第 29 号「令和 2 年度教育費補正予算案について」及び、議案第 34 号「工事請負契約の変更について（新設小学校新築工事）」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教

育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。

よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第30号「流山市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(同規則第52条の事故報告の様式(別記様式第11号)にある、記載上の注意について事故報告書の内容が当事者の意見を十分に確認するとともに、目撃者等関係者からの事情確認に基づき、公正、かつ客観的な記述となるよう努めるため、一部を改正する旨の説明)

同規則第52条の事故報告の様式(別記様式第11号)にある、記載上の注意については、県立学校の管理規則と異なり、特に教職員による体罰、不適切な指導、及び学校の管理下で発生した複数の当事者がいる学校事故について、学校は市教育委員会へ事故報告書を提出するまでに、事故報告書の内容について当事者の意見を十分に確認するとともに、目撃者等関係者からの事情確認に基づき、公正、かつ、客観的な記述とする必要があります。そのため、事故の状況、背景を整理し、再発防止策を講じるため、「記載上の注意について」を見直し、適切な運用を図るため、流山市立小学校及び中学校管理規則の様式の一部を改正するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

改正後のところで、カの(エ)「事故報告書の提出に当たっては、当事者等に事故報告書の概要を示すなどして説明する。」とあるのですが、やはり昨今、様々なことが報道されたりすると、当事者の方から事故報告書の原本なり写し

を請求されたりということもあるかと思うのですが、ここで言う概要とは、どれくらいのことを想定しているのですか。

学校教育部長 概要を示すことについては、記載事項の細かな内容を説明して理解を得るということであり、細かく丁寧に意見聴取をした内容を説明することを想定しています。開示請求があれば、流山市個人情報保護条例に基づいて行います。

杉浦教育長職務代理者 開示の請求があった場合は、改めて対応するということですか。

学校教育部長 はい。

堀内委員 かなり詳細な書式に変わったという印象なのですが、いつ頃の時期からこの書式変更の作業を始められたのでしょうか。

学校教育部長 書式変更については、ご報告させていただいた昨年度の案件からの課題であり、また県から出た通知の中にも、こうした事故報告については保護者に十分な説明をするようにとの内容がありましたので、県立学校の管理規則に記載があるように、市教育委員会としてはここで見直して、管理規則を変更し、対応していこうということで、この年度の切り替えのタイミングが一番良いだろうという判断のもと、改正させていただきました。

割田委員 「記載上の注意」の部分がだいぶ増えていますが、これについては、県立学校でのこれまでであった規定を参考にして作られたと考えてよろしいでしょうか。

学校教育部長 はい。

田中教育長 ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(流山市おおたかの森ホールの附属設備の利用料金について、減免の対象等を定める旨の説明)

議案書11ページをご覧ください。第14条に新たに第5項を設けます。条例第20条の規定により、おおたかの森ホールの附属設備の利用料金を減額することができる場合及びその割合を、以下4つ定めるものです。(1) 市又はその期間がリハーサル室等の使用に伴い不足設備を使用する場合 10割、(2) 指定管理者がその業務の実施のために附属設備を使用する場合 10割、(3) 市又はその期間が共催者としてリハーサル室等を使用することに伴い附属設備を使用する場合 5割、(4) その他教育委員会が特に必要とした場合、その都度教育委員会が定める割合 と定めております。施行期日は令和2年6月1日となります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

新旧対照表の18ページを拝見すると、前段というのは、部屋の利用料金の減免なのですよね。その後段として新たに附属設備の減免の規定ということで、これは前の段の利用料金のところについては5割、3割…とあり、附属の設備になると、団体の括り等の書きぶりが少し違うのですが、これはどのような違いがあるのですか。

生涯学習部長

これは、文化会館や生涯学習センターなどの他の施設の減免率と合わせたということです。

割田委員

附属設備というのは、ホールにあるグランドピアノですとか、そういったもののことですか。

生涯学習部長 実は、おたかの森ホールは減免規定がないので、こちらはリハーサル室等についての、アップライトピアノですとか音響室ですとか、そうしたものの使用料金となります。

田中教育長 ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第31号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号「流山市教育支援委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (流山市教育支援委員の人事異動、退職により欠員が生じたため、後任を新たに委嘱する旨の説明)

流山市教育支援委員の任期中の人事異動に当たり、その後任を委嘱するものです。今回の委嘱につきましては、流山市教育支援委員会条例第4条「委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。」ということによるものです。今年度、新任7名を委嘱いたします。人事異動、退職により欠員が生じたため、児童福祉施設等の職員2名、教育職員5名を委嘱いたします。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第32号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号「流山市生涯学習審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長 (流山市生涯学習審議会委員のうち学校教育関係者3名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱する旨の説明)

生涯学習審議会委員のうち、人事異動等に伴い学校教育関係者3名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱するものです。25ページの名簿の3名について、新たに委嘱いたします。任期は令和2年5月27日から令和3年1月24日までとなります。

田中教育長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第3号「臨時代理の報告について（流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

生涯学習部長	<p>(流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について、臨時代理した旨の説明)</p> <p>人事異動に伴い、議案書32ページの名簿の4名につきまして、流山市青少年指導センター運営協議会委員として委嘱したものです。任期は令和2年4月1日から令和3年5月31日までとなります。</p>
田中教育長	<p>本案について、質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、報告第3号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、報告第4号「臨時代理の報告について(流山市文化財審議会委員の委嘱)」を議題とします。</p> <p>報告理由の説明を求めます。</p>
生涯学習部長	<p>(流山市文化財審議会委員の委嘱について、臨時代理した旨の説明)</p> <p>前任者1名の辞任に伴い、新たに1名を文化財審議会委員として委嘱いたしました。任期は令和2年5月1日から令和2年9月30日までとなります。</p>
田中教育長	<p>本案について、質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、報告第4号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p>

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第5号「臨時代理の報告について（流山市立小学校及び中学校管理規則の一部改正）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

学校教育部長

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全小中学校、附属幼稚園が4月以降臨時休業となり、授業時数の確保が困難な状況となっていることから、夏季休業等の日数を減らし授業時数の確保に充てるため、規則の改正について特に緊急を要したことから、5月19日付けで臨時代理した旨の説明)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全小中学校と附属幼稚園が、4月以降臨時休業とし、授業を行っていない状況です。令和2年6月1日から通常の学校再開が行われたとしても、学校教育法施行規則第51条又は第73条の規定する授業時数の確保が困難な状況となっております。学校休業日は、流山市立小学校及び中学校管理規則第19条の2第2号夏季休業日7月21日から8月31日までと、同規則第19条の2第5号県民の日を定める条例により、6月15日の県民の日を規定しております。令和2年度に限り、小学校6年生、中学校3年生の夏季休業日を8月8日～8月23日まで、それ以外の学年の夏季休業日を8月1日から8月23日までとし、又、県民の日を休業日としないとし、授業時数の確保を行うこととなりました。なお、5月15日に保護者、市民への発表を行うことから、教育長臨時代理により、流山市立小学校及び中学校管理規則の様式の一部を改正いたしました。

田中教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

学校再開に向けて、このような形で進んでいくということで、理解しているところですが、前回の教育委員会議で、いろいろなパターンが指導課長から示され、「土曜日に授業をした場合」といったこともある程度想定されていきました。今回、土曜日については休業日のままということですが、例えば修学旅行等いろいろな行事について、今年は見合わせるということですが、考え方として、例えば土曜日に授業をやれば修学旅行あるいは学校行事ができるのではな

いか、という考えもあったかと思えます。その辺りはどのように含めて判断されたのでしょうか。

学校教育部長

後ほど各課等報告の中で詳しくはご説明したいと思えますが、今申し上げた管理規則の休業日と学校行事を絡めた判断につきましては、教育委員会としても、子どもたちを育てる意味で、知徳体バランスの取れた教育をするためには、やはり教科の授業だけでなく、行事を通して心を育てることは非常に重要なことだということは深く認識しております。その中で、国や県からの通知もありますが、子どもたちや教職員の過重な負担にならないように、ということで、今のところは土曜日を授業にするという判断にまでは至っておりません。土曜日の授業も検討はしたのですが、子どもたちが習い事等をしている場合もありますので、その辺りも考慮しました。修学旅行、林間学園、校外学習については、校長会とも相談して決定したのですが、中学校長会では、修学旅行の決定は6月1日に決定したいという相談があり、教育委員会もこのタイミングで行事についても考えていかなければいけないということで、こうした判断をさせていただきました。

宮田委員

ある中学校の校長先生とお話をした時に、前回の教育委員会議でも申しましたが、誰もが経験したことのないこうした状況になり、今まではその時期が来れば学校が始まり、授業が始まり、部活が始まり、ということで進んできたわけですが、今回はこのようなことになり、既にスタートから2ヶ月という時間が過ぎ、学校行事に関することも授業に関することも進んでいません。特にこの校長先生が心配していたのが、このような修学旅行であったり体育祭であったり、修学旅行の場合は、既に日程が、その子どもたちが入学した時に決まっているわけであり、それがこの学校へ行かない時期と重なってしまった場合は、日程をずらしてというわけにはいかず、ただ、我慢するということを教えることも大切なかもしれないが、我慢、我慢でやって1年間終わらせてしまって、子どもたちに、こういう1年だったと思わせるのは非常に心苦しい、というお話をされていました。私もその通りだと思います。例えば、部活の大会もなくなりましたが、これはスポーツ経験者としても、音楽等にしても、勉強以外の場で自分たちの成果を発揮するということができなくなったわけで、学校が始まってないと同時に子どもたちも非常にストレスがたまっているのかなと思います。ここで一生懸命知恵を絞って、子どもたちのために、大変な1年間だったなというのと同時に、こんなことがあったね、といったことが将来

言えるような1年間にしてもらったらいいなと思います。

田中教育長

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第5号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第5号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校教育部からお願いします。

学校教育課長

(流山市学校給食費の徴収に関する変更点について、小中学校における働き方改革推進プランについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する流山市教育委員会職員対応要領について、流山市立小中学校の職場におけるセクシュアルハラスメント防止に関する要綱について、流山市立小中学校の職場におけるパワーハラスメント防止に関する要綱について、流山市立小中学校の職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止に関する要綱について報告)

生涯学習部長

(南流山地域図書館・児童センター整備基本方針に係るパブリックコメント手続きの結果について、令和2年度市民プール及びコミュニティプラザプールの開設中止について報告)

田中教育長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。

続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入りますので、傍聴人の方は退席願います。

(傍聴人 退席)

議案第29号「令和2年度教育費補正予算案について」

教育総務課長、学校教育部長、生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案通り可決された。

(主な質疑)

(問) 施設に関する事で、すべての学校のすべての手洗い場が自動水栓になるか。

(答) 現在自動水栓化されていない学校のトイレの手洗い場については、今回の補正予算を受けて自動水栓化したいと考えている。

(問) 自動水栓については、センサー式よりも、ひじなどでレバーを触ると水が出るようなものの方が金額が安いのではないか。

(答) 自動水栓については、複数のやり方があり、レバー式に変えるという方法も一つであると学校施設課の方で検討もしたが、国庫補助の対象工事であるということもあり、今回はセンサー式のものを採用するという結論に至った。センサー式には、電源を取るものと、電池式のタイプのものがあり、水栓に関しては電池式でも2年間程度電池寿命があり、停電の影響もないということで、非接触型を採用した。

(問) おおぐろの森小学校の工事が遅延したというが、コロナの関係で、3、4、5月に遅れるような影響はなかったのか。

(答) 工事の遅延の件については、請負者から新型コロナウイルスに関する工事の遅れが生じたという報告は受けていない。

議案第34号「工事請負契約の変更について(新設小学校新築工事)」

教育総務課長の説明後、審議に入り、原案通り可決された。

(主な質疑)

(問) 支障物件というのは何か。

(答) 支障物件については、建設用地に地権者の方のお宅があり、この方の移転先の整備に手間取り、移転が遅れたため、建設が遅れた。

田中教育長

続きまして、各課報告がありますので、指導課長からお願いします。

指導課長

(学校再開について、学校の休業日について、学校行事の中止について、分散登校について報告)

いじめ防止相談対策室長	(いじめ重大案件について報告)
田中教育長	以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。その他協議する事項があればお願いします。
杉浦教育長職務代理者	今回、コロナ関連の対応、大変だったと思いますが、第2、第3の波が来ないとも限らない中で、今後新型コロナウイルス等の感染症が発症した場合の備えや構えは、オンライン学習など、今時点ではどのように考えていますか。
学校教育部長	<p>今後、第2波、第3波がやってきて、万が一子どもや親が発症して、濃厚接触者となった場合には、感染経路や感染範囲などを保健所や関係部局と相談して、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の判断をするが、それには時間がかかるので、現在のところでは、感染した子どもが出た場合、2週間学校閉鎖を行います。その中で、保健所や関係部局と相談をし、判断をして行くことを考えています。</p> <p>オンライン学習については、指導課職員でスタートし、現在学校ごとに範囲を分担してアップしていますが、国の補正予算が決定し、今年度中に一人1台のタブレットを準備できる見通しができました。しかし、無線LAN環境がない家庭や通信量の制限のある家庭があるので、無線LAN環境を提供しなくてはいけない状況です。現在、市長より市長会を通じて県に無線LAN環境のための予算措置をお願いしていただいているところです。また、現在は、一方向型の授業形態ですが、最終的には双方向的な授業ができるように研究を進めているところです。</p>
杉浦教育長職務代理者	そういう環境のない子が、学校の設備を使ったり、公民館や児童センターなど自分の家の近くの公共施設で無線LAN環境が整っていれば、授業を受けられるという可能性もあるので、端末の整備と、環境整備を進めていただければ、第2波、第3波の時に、今の教訓が生かされているかがわかるので、大変でしょうが、お願いします。
学校教育部長	今頂いたご意見を参考に検討させていただきます。

堀内委員	<p>今このタイミングで、部活動の意義を考え、シンプルに、主体的にできるよ うにというような動きがあった方がよいと思います。</p> <p>オンライン学習については、この機会にいつ学んでもいいので、本人や家庭 の状況の許す限り、公共施設でもいいので、同じ教室で、同時間でということ にこだわらず、受けたいときに受けられるというような発想をしていただきたい と思います。</p>
学校教育部長	<p>今回のコロナを受けて、非常に大変な思いをしたのですが、これを機に行事 等や、仕事を見直す機会にもなるのではないかと学校には伝えました。</p> <p>1例として、縮小した形の卒業式が感動的ではなかったかという縮小した 中にも感動はありました。部活動も含めて、働き方改革についてはよい機会と して捉えていけるのかなと思います。</p> <p>オンライン授業については、いつでも学べる環境が大切と考えますので、タ ブレットは学校に置いて学校で使うものではなく、個人で家に持って帰って、 学校に持っていくものだという発想で、タブレットを使った授業等を積極的に 進めていかないと、こういった事態の時に簡単にいかないのだと思いました。 常日頃から子どもたちがノート代わりにタブレットを持っているというよう な発想を持ち、日々の授業ができればよいのかなと思っています。</p>
田中教育長	<p>その他ございますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>では、私からお手元にカラー版の新しい学校生活様式というポスターをお配 りしておりますが、こちらを各学級に掲示できるようにしました。大人でもな かなか文章ではわかりづらいので、文科省から示された学校生活様式を基に、 流山版として図で表し、これを各学校に掲示しながら、担任も指導に生かして もらえればと思い、6月1日に配布予定です。</p> <p>また、体温計についても、市内全小中学校、全学級に1本ずつ配布できるよ うになりましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは次回の教育委員会会議について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の教育委員会会議は、6月23日(火曜日)、午前10時からとしたいと 思いますが、いかがでしょうか。場所については、後日お知らせいたします。</p>

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、6月23日(火曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第5回定例会を終了します。

(閉会 午前11時50分)